

《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制，未经书面许可，不得转载、摘编等；

关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；

如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目：

如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。

「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。

「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。

Y 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。

Y ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。

N TM N TM N TM N TM N TM N TM N TM N TM N TM N TM

Issue 22 • 2006/08/05 ~ 2006/08/11

一、相关新法令及新政策

1 出口产品反倾销案件应诉规定

【发布单位】商务部

【发布文号】商务部令【2006】第12号

【发布日期】 2006-07-14

【实施日期】2006-08-14

【法令全文】 请点击[以下网址](#)查看:

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200608/20060802823629.html>

商务部办公厅关于加强《国家鼓励发展的内 外资项目确认书》备案工作的通知

【发布单位】商务部办公厅

【发布文号】商资字【2006】第162号

【发布日期】 2006-07-19

【实施日期】 2006-07-01

【提示】根据该通知，商务部将对省级商务主管部门办理《国家鼓励发展的内外资项目确认书》和《外商投资企业进口更新设备、技术及配件证明》实行网络备案制度；此外，通知还强调，商务部及省级商务主管部门将严格审批和管理，对违规行

一、関係する新法令及び新政策

Ⅰ 輸出製品アンチダンピング事案の応訴についての規定

【発布機関】商務部

【発布番号】商務部令【2006】第 12 号

【発布日】2006-07-14

【施行日】2006-08-14

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200608/20060802823629.html>

「国が発展を奨励する内資・外資プロジェクト確認書」の届出作業を強化することについての商務部弁公庁による通知

【發布機關】商務部并公厅

【発布番号】商資字【2006】第 162 号

【施行日】2006-07-19

【施行日】2006-07-01

【コメント】同通知によると、商務部は省級商務主管部門による「国が発展を奨励する内資・外資プロジェクト確認書」と「外商投資企業が設備、技術及び付属品・予備品を輸入し更新することの証明」を取り扱うにあたりオンライン届出制度を実施する。このほか、通知では、商務部及び省級商務主

为将予以纠正和查处。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200608/20060802837774.html>

管部門は審査批准と管理を厳しくし、規則違反行為については、これを是正し取り締まるとも強調している。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200608/20060802837774.html>

I 海关总署关于决定实施跨关区“属地申报，口岸验放”通关模式的公告

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告【2006】第 43 号

【发布日期】2006-08-08

【实施日期】2006-09-01

【提 示】根据该公告，符合海关规定条件的企业进出口货物时，可自主选择向属地海关任一海关单位申报，在货物实际进出境地的口岸海关办理货物验放手续。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/Default.aspx?TabID=433&InfoID=30837&SettingModuleID=1147>

I 管轄区を超える場合に、「管轄地で申告し、口岸にて検査許可する」通関パターンの実施を決定することについての税関総署による公告

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告【2006】第 43 号

【発 布 日】2006-08-08

【施 行 日】2006-09-01

【コメント】同公告によると、税関の規定する条件を満たした企業が商品を輸出入する場合、管轄地の税関にいずれかの税関を自ら選択して申告し、貨物の実際の輸出入地の口岸税関で貨物の検査許可手続を行うことができる。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/Default.aspx?TabID=433&InfoID=30837&SettingModuleID=1147>

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

I 《2006 上海外商投资环境白皮书》公布并正式发行

由上海市外经贸委、上海市外资委主编的《2006 上海外商投资环境白皮书》于 2006 年 08 月 07 日公布并正式发行。中英文对照的《白皮书》从投资概述、产业发展、基础设施、要素供给、生活环境、投资服务等六个方面，全面介绍了上海总体投资环境；就知识产权、科教兴市、国际金融中心、上海世博会、浦东综合配套改革、洋山深水港和保税港、商务成本等问题，介绍了上海改善投资环境的相关举措；比较系统地展示了上海“十一五”规划及发展前景，介绍了外商在沪投资的商机，涉及科教兴市、浦东综合配套改革、洋山深水港和保税港、上海世博会等。

（摘自 2006 年 08 月 08 日上海政府网站）

二、関係する新たな情報

I 「2006 上海外商投資環境白書」が公布され、正式に発行された

上海市對外經濟貿易委員會、上海市外國投資委員會が中心となって編集した「2006 上海外商投資環境白書」が 2006 年 8 月 7 日に公布され、正式に発行された。中国語と英語の対照表記による「白書」は、投資略述、産業の発展、インフラ、要素の供給、生活環境、投資サービスといった 6 つの方面から、上海の全体的な投資環境について全面的に紹介しており、知的財産権、科学と教育を推進することによる市の振興、国際金融センター、上海世界博覧会、浦東総合関連改革、洋山深水港と保税港、ビジネスコスト等について、上海が投資環境を改善するにあたっての関連する施策を紹介している。また、上海「第十一期五年」計画及び発展の見通しについてかなり明らかに示しており、科学教育による市興し・浦東総合関連改革・洋山深水港と保税港・上海世界博覧会等に言及した

外商の上海での投資のビジネスチャンスを紹介している。

(2006年8月8日付の上海政府ウェブサイトより抜粋)

I 商务部：中国将进一步改善外商投资环境

商务部发表文章称，中国将进一步改善外商投资环境。

文章指出，今后，中国将大力提高各级政府服务水平，保护外商投资企业和投资者的合法权益，继续加大打击各种侵权行为的力度；进一步扩大中西部地区和东北等老工业基地对外开放的领域和范围，适度放宽外资准入条件；同时，鼓励外资重点投向高新技术产业、先进制造业、现代服务业、现代农业和环保产业，鼓励跨国公司来华设立地区总部、研发中心、采购中心和培训中心。

(摘自 2006 年 08 月 09 日《人民日报》)

I 商務部：中国は外商投資環境をさらに改善する

商務部は文章を発表し、中国は外商投資環境をさらに改善すると述べた。

同文章では次のようにうたわれている。今後、中国は各級政府のサービスレベルを大幅に引き上げ、外商投資企業と投資者の合法的な権利を守り、各種の権利行為に対する取り締まりを引き続き強化する。中西部地域と東北等の昔からの工業拠点の外国への開放分野と範囲を拡大し、外資の参入条件を適度に緩和する。また、外資によるハイテク産業、先端製造業、現代サービス業、現代農業と環境保護産業に重点的な投資を奨励し、多国籍企業が中国で地域本部、R&D センター、調達センター、研修センターを設立することを奨励する。

(2006 年 8 月 9 日付の「人民日報」より抜粋)

I 浦东新区：人才中介机构外资比例最高可达 70%

浦东新区即将推出的《人才中介市场外资准入规定》规定：允许外资控股设立中外合资人才中介机构，外资控股比例不超过 70%；中方应当作为主要股东，进入中外合资人才机构的董事会和管理层参与决策；外资进入机构必须是在国际上具有一定知名度的人才中介机构，进入机构的注册资金、机构规模和从业人员都有明确的最低要求。

(摘自 2006 年 08 月 08 日上海浦东政府网站)

I 浦東新区：人材仲介機構の外資比率は最高 70%を占めることが可能

浦東新区がまもなく発布する「人材仲介市場外資参入規定」では、外資のマジョリティーによる中外合資人材仲介機構を設立することを認め、外資の支配比率は 70%を超えないことと定められる。中方が主要な株主として、中外合資人材機構の董事会と管理層に参加し意思決定に参与しなければならない。外資が進出する機構は、国際的に一定の知名度がある人材仲介機構でなければならず、進出する機構の登録資本金や機構の規模・従業員はいずれも明確な最低条件がある。

(2006 年 8 月 8 日付の上海浦東政府ウェブサイトより抜粋)

I 外国投资者并购境内企业新旧规定之简要比

2006 年 08 月 08 日，《关于外国投资者并购境内企业的规定》(商务部、国务院国有资产监督管理委员会、国家税务总局、国家工商行政管理总局、中国证券监督管理委员会、国家外汇管理局令【2006】第 10 号；以下简称“新《并购规定》”)公布，并规定自 2006 年 09 月 08 日起施行。

新《并购规定》对《外国投资者并购境内企业暂行规定》(对外贸易经济合作部、国家税务总局、国家工商行政管理总局、国家外汇管理局令【2003】第 3 号；以下简称“旧《并购规定》”，

I 外国投資者が国内企業を買収・合併することについての規定に関する新旧比較

2006 年 8 月 8 日、「外国投資者が国内企業を買収・合併することについての規定」(商務部、国务院国有资产监督管理委员会、国家稅務總局、国家工商行政管理總局、中国证券监督管理委员会、国家外国為替管理局令【2006】第 10 号；以下「新『合併・買収規定』」といいます)が公布され、2006 年 9 月 8 日より施行されると規定されました。

新「買収・合併規定」の公布により、「外国投資者が国内企業を買収・合併することについての暫定規定」(對外貿易經濟合作部、国家稅務總局、国家工商行政管理總局、国家外国為替管理局令【2003】第 3

自 2003 年 04 月 12 日起施行) 作了修订, 修订涉及防范“假外资”的相关规定、外资以股权作为支付方式并购境内公司等诸多方面。

律师针对此次修订的主要内容, 将新旧《并购规定》进行了简要对比, 列表如下, 供参考:

对比点	旧《并购规定》相关内容	新《并购规定》相关内容
关于外国投资者资格和产业政策要求	第四条: 外国投资者并购境内企业, 应符合中国法律、行政法规和部门规章对投资者资格和产业政策的要求。	第四条第一款、第二款: 外国投资者并购境内企业, 应符合中国法律、行政法规和规章对投资者资格的要求及产业、土地、环保等政策。
	依照《外商投资产业指导目录》不允许外国投资者独资经营的产业, 并购不得导致外国投资者持有企业的全部股权;	没有变化
	需由中方控股或相对控股的产业, 该产业的企业被并购后, 仍应由中方在企业中占控股或相对控股地位;	没有变化
	禁止外国投资者经营的产业, 外国投资者不得并购从事该产业的企业。	没有变化

号; 以下「旧『買収・合併規定』」といいます。2003 年 4 月 12 日より施行されたもの) が改正され、その改正内容は「偽外資」を防ぐことについての規定や、外資が株式をもって支払方式とする国内企業の買収・合併等の数多くの方面に言及されています。

この度改正された主な内容につきまして、以下、ご参考まで「買収・合併規定」の新旧比較を簡潔に行います。

比較箇所	旧「買収・合併規定」の関係内容	新「買収・合併規定」の関係内容
外国投資者の適格及び産業政策上の要求について	第四条: 外国投資者が国内企業を買収・合併するには、中国の法律・行政法規及び 部門の規則 における出資者の適格基準及び 産業政策 に関する規定に該当しなければならない。	第四条第一項、第二項: 外国投資者が国内企業を買収・合併するには、中国の法律・行政法規及び 部門の規則 における出資者の適格基準及び 産業・土地・環境保護政策 に合致していなければならない。
	「外商投資産業指導目録」により外国投資者の独資の経営が認められていない産業では、買収・合併をすることによって、外国投資者が企業持分の全部を持つてはならない。	変化なし
	中国側がマジョリティー、または相対的マジョリティーを持たねばならないとする産業では、当該産業における企業が買収・合併された後においても、中国側が引き続き当該企業のマジョリティー、または相対的マジョリティーを持たなければならない。	変化なし
	外国投資者による経営が禁止されている産業においては、外国投資者は当該産業における企業を買収・合併してはならない。	変化なし

关于并购涉及国有资产和上市公司的情形	第十八条第三款： 转让国有股权和外国投资者认购含国有股权公司的增资额的，还应提交经济贸易主管部门的批准文件。 没有相关规定	第五条： 外国投资者并购境内企业涉及企业国有产权转让和上市公司国有股权管理事宜的，应当遵守国有资产管理的相关规定。 第六条第二款： 如果被并购企业为境内上市公司，还应根据《外国投资者对上市公司战略投资管理办法》，向国务院证券监督管理机构办理相关手续。	買収合併が国有資産上場会社に関係する場合の状況について	第十八条第三項： 国有持分を譲渡し、または外国投資者が国有持分を含む会社の増資を受け、場合、経済貿易主管部門の批准文書の提出を要する。 関係規定はなし	第五条： 外国投資者が国内企業を買収・合併することにより、企業の国有資産権利の譲渡及び上場会社の国有株式所有権の管理に関係してくる場合、国有資産管理の関係規定を遵守しなければならない。 第六条第二項： 買収・合併される企業が国内の上場会社である場合、さらに「外国投資者の上場会社に対する戦略投資管理弁法」に従い、國務院証券監督管理機構で関係手続きを行わなければならない。
关于防范“假外资”	没有相关规定	第九条第三款： 境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司名义并购与其有关联关系的境内公司，所设立的外商投资企业不享受外商投资企业待遇，但该境外公司认购境内公司增资，或者该境外公司向并购后所设企业增资，增资额占所设企业注册资本比例达到 25% 以上的除外。 根据该款所述方式设立的外商投资企业，其实际控制人以外的外国投资者在企业注册资本中的出资比例高于 25% 的，享受外商投资企业待遇。	「偽外資」防止について	関係規定はなし	第九条第三項： 国内会社、企業又は自然人が、領内に合法に設立した又は支配する会社名義で、当該会社と関連関係のある国内会社を買収・合併することによって設立した外商投資企業は外商投資企業としての待遇を受けないが、当該国外会社が国内会社の増資を引き受ける、又は、当該国外会社が買収・合併することによって設立した企業へ増資し、増資額が設立した企業の登録資本金に占める比率が 25% 以上である場合は除く。 本項でいう方式に従って設立した外商投資企業において、当該企業の実際の実権者以外の外国投資者による企業登録資本金に占める出資が 25% を上回る場合、外商投資企業としての待遇を受ける。

	没有相关规定	第十一条: 境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司名义并购与其有关联关系的境内的公司，应报商务部审批。 当事人不得以外商投资企业境内投资或其他方式规避前述要求。 第十五条: 并购当事人应对并购各方是否存在关联关系进行说明; 如果有两方属于同一个实际控制人，则当事人应向审批机关披露其实际控制人，并就并购目的和评估结果是否符合市场公允价值进行解释; 当事人不得以信托、代持或以其他方式规避前述要求。 第五十八条: 境内公司的自然人股东变更国籍的，不改变该公司的企业性质。		関係規定はなし	第十一条: 国内会社、企業又は自然人が、領外に合法に設立した又は支配した会社名義で、当該会社と関連関係のある領内の会社を買収・合併する場合、商務部の審査承認を受けなければならない。 当事者は、外商投資企業による国内投資又はその他の方式で上記の要求を回避してはならない。 第十五条: 買収・合併の当事者は、買収・合併の各当事者に関連関係が存在するかどうかについて説明しなければならない、 二者が同一の実際の実権者に属する場合、当事者は審査承認機関にその実際の実権者を開示し、買収・合併の目的と評価結果が市場で公認する価値に適合しているかどうかを解釈しなければならない。 当事者は、信託・代理保有又はその他の方式で前記の要求を回避してはならない。 第五十八条: 国内会社の自然人の株主が国籍を変更する場合、当該会社の企業性質は変わらない。
关于防范“并购对国家经济	没有相关规定	第十二条第一款、第二款: 外国投资者并购境内企业并取得实际控制权，涉及重点行业、存在影响或可能影响国家经济安全因素或者导致拥有驰名商标或中华老字号的境内企业实	「買収・合併が国の経済	関係規定はなし	第十二条第一項、第二項: 外国投資者が国内企業を買収・合併し、実際の実権を取得する場合で、それが重点業種であったり、国の経済安全の要素に影響する若しくは影響の恐れがある、又は、

济安全造成影响”		际控制权转移的，当事人应就此向商务部进行申报。 当事人未予申报，但其并购行为对国家经济安全造成或可能造成重大影响的，商务部可以会同相关部门要求当事人终止交易或采取转让相关股权、资产或其他有效措施，以消除并购行为对国家经济安全的影响。	の安全に影響をもたらす」のを防止することについて		馳名商標又は中国の老舗の店名を保有する国内企業の実際の支配権の移行を招くことになる場合、当事者はこれについて商務部に申告しなければならない。 当事者が申告していないが、その買収・合併行為が国の経済安全に重大な影響をもたらした又はもたらす可能性がある場合、商務部は関係部門と一緒に当事者に対し、取引の中止又は関係持分・資産の譲渡又はその他の有効な措置を講じることによって、買収・合併行為による国の経済安全に対する影響を排除することができる。
关于境内企业向债权人发送通知和公告	第七条第四款： 出售资产的境内企业应自作出出售资产决议之日起 10 日内，向债权人发出通知书，并在全国发行的省级以上报纸上发布公告。 债权人自接到该通知书或自公告发布之日起 10 日内，有权要求出售资产的境内企业提供相应的担保。	第十三条第四款： 出售资产的境内企业应当在投资者向审批机关报送申请文件之前至少 15 日，向债权人发出通知书，并在全国发行的省级以上报纸上发布公告。 没有相关规定	国内企業から債権者宛ての通知と公告について	第七条第四項： 資産を売却しようとする国内企業は、資産の売却を決議した日より起算して 10 日以内に、通知書を債権者に送付し、且つ全国で刊行される省級以上の新聞に公告を公表しなければならない。 債権者は、その通知書を受領した後、またはその公告を公表した後の 10 日以内において、資産を売却しようとする国内企業に対し、相応の担保を提供するよう求めることができる。	第十三条第四項： 資産を売却しようとする国内企業は、投資者が審査承認機関に申請書類を提出する日より少なくとも 15 日前に、債権者に通知を送付し、また、全国で刊行される省級以上の新聞に公告を公表しなければならない。 関係規定はなし
关于外国投资者的出资期	第九条第一款、第二款、第三款、第四款： 外国投资者并购境内企业设立外商投资企业，外国投资者应自外商投资企业营业执照颁发之日起 3 个月内向转让股权的股东，或出售资产的境内企业支	第十六条： 没有变化	外国投資者の出資期限につ	第九条第一項、第二項、第三項、第四項： 外国投資者が国内企業を買収・合併することにより外商投資企業を設立する場合、外国投資者は、外商投資企業營業許可証書の発行日より起算して 3 ヶ月以	第十六条： 变化なし

限	付全部对价。对特殊情况需要延长者,经审批机关批准后,应自外商投资企业营业执照颁发之日起 6 个月内支付全部对价的 60%以上,1 年内付清全部对价,并按实际缴付的出资比例分配收益。 外国投资者股权并购,并购后所设外商投资企业增资的,投资者应在拟变更设立的外商投资企业合同、章程中规定出资期限。规定一次缴清出资的,投资者应自外商投资企业营业执照颁发之日起 6 个月内缴清;规定分期缴付出资的,投资者第一期出资不得低于各自认缴出资额的 15%,并应自外商投资企业营业执照颁发之日起 3 个月内缴清。 外国投资者资产并购的,投资者应在拟设立的外商投资企业合同、章程中规定出资期限。设立外商投资企业,并通过该企业协议购买境内	外国投资者认购境内公司增资,有限责任公司和以发起方式设立的境内股份有限公司的股东应当在公司申请外商投资企业营业执照时缴付不低于 20% 的新增注册资本,其余部分的出资时间应符合《公司法》、有关外商投资的法律和《公司登记管理条例》的规定。其他法律和行政法规另有规定的,从其规定。股份有限公司为增加注册资本发行新股时,股东认购新股,依照设立股份有限公司缴纳股款的有关规定执行。 外国投资者资产并购的,投资者应在拟设立的外商投资企业合同、章程中规定出资期限。设立外商投资企业,并通过该	いて	内に、持分を譲渡した株主、または資産を売却した国内企業に対し、その対価の全額を払い込まなければならない。特別の事情があつて払込期日の延長を必要とする場合には、審査承認機関の承認を受けて、外商投資企業営業許可証書の発行日より起算して 6 ヶ月以内にその対価の 60%以上を払い込み、1 年以内に対価の全額を払い込まなければならない、且つ払込済の出資比率に応じて利益配当を受けるとする。 外国投資者が、持分の買収・合併により外商投資企業を設立し、増資しようとする場合、投資者が変更設立する外商投資企業の契約と定款において、出資期限につき約定しなければならない。その増資の全額を一括で払い込むと約定した場合、出資者は外商投資企業営業許可書の発行日より起算して 6 ヶ月以内にその出資の全額を払い込まなければならない。その出資を分割して払い込むと約定した場合、出資者の一回目の出資額は各自の引受けた出資額の 15%を下回ってはならず、且つ外商投資企業営業許可書の発行日より起算して 3 ヶ月内にその全額を払い込まなければならない。 外国投資者が資産を買収・合併する場合、出資者が設立する外商投資企業の契約と定款において出資期限につき約定しなければならない。	外国投資者が国内会社の増資を引き受ける場合や、有限責任会社及び発起方式で設立した国内の株式有限会社の株主は、会社が外商投資企業の営業許可証書を申請する際に、新たな増資分の 20%を下回らない登録資本金を支払わなければならない、その残余部分の出資時期は「会社法」、外商投資に関する法律及び「会社登記管理条例」の規定に適合しなければならない。その他の法律・行政法规で別段の規定がある場合、その規定に従う。株式有限会社が登録資本金の増額のために新株を発行し、株主が新株を購入する場合、株式有限会社の設立時に株式代金を納付することについての規定に従い執行する。 外国投資者が、資産の買収・合併を行う場合、投資者は設立する外商投資企業の契約と定款において、出資期限につき約定しなければならない。外
----------	---	---	-----------	---	---

	企业资产且运营该资产的, 对与资产对价等额部分的出资, 投资者应在本条第一款规定的对价支付期限内缴付; 其余部分的出资应依照本条第二款规定的方式约定缴付期限。	企业资产且运营该资产的, 对与资产对价等额部分的出资, 投资者应在本条第一款规定的对价支付期限内缴付; 其余部分的出资应符合设立外商投资企业出资的相关规定。		ない。外商投資企業を設立して、なお且つ当該外商投資企業を通じて協議により国内企業の資産を買収し、運営する場合、その資産の対価に相当する出資額は、出資者が本条第1項に定めた対価払込期間内に払い込み、残り分の出資は、本条第2項に定めた方法にて払込期間につき約定しなければならない。	商投資企業を設立し、当該企業の協議を通じて国内企業の資産を買収し且つその資産を運営する場合、資産の対価と等価部分の出資は、投資者が第一項で規定する対価の支払期限内に払い込まなければならない。その残余部分の出資は、外商投資企業の設立の出資に関係する規定に適合しなければならない。
	外国投資者并购境内企业设立外商投资企业, 外国投资者出资比例低于 25% 的, 投资者以现金出资的, 应自外商投资企业营业执照颁发之日起 3 个月内缴清; 投资者以实物、工业产权等出资的, 应自外商投资企业营业执照颁发之日起 6 个月内缴清。	没有变化		外国投資者が国内企業を買収・合併することにより外商投資企業を設立する場合、外国投資者の出資比率は 25% を下回ってはならない。出資者が現金にて出資する場合、外商投資企業営業許可書の発行日より起算して 3 ヶ月以内にその出資の全額を払い込まなければならない。出資者が現物若しくは工業所有権にて出資する場合、外商投資企業営業許可書の発行日より起算して 6 ヶ月以内にその全額を払い込まなければならない。	変化なし
关于并购对价的支付手段	第九条第五款:	第十七条:		第九条第五項:	第十七条:
	作为对价的支付手段, 应符合国家有关法律、行政法规的规定。 外国投资者以其拥有处置权的股票或其合法拥有的人民币资产作为支付手段的, 须经外汇管理部门核准。	没有变化 外国投资者以其合法拥有的人民币资产作为支付手段的, 应经外汇管理机关核准。外国投资者以其拥有处置权的股权作为支付手段的, 按照本规定第四章办理。	買収・合併の対価の支払手段について	対価の払込手段は、国の関係法律、行政法規の規定に該当しなければならない。 外国投資者が処分権を有する株券若しくは合法で所持している人民元を払込手段とする場合、外国為替管理部門の承認を受けなければならない。	変化なし 外国投資者が合法に保有する人民元資産を支払手段とする場合、外国為替管理機関の認可を受けなければならない。外国投資者が処分権を保有する持分を支払手段とする場合、本規定第四章に従い取り扱う。

关于外国投资者以境外股份并购境内公司	没有相关规定	第四章 第一节 以股权并购的条件 第二节 申报文件与程序 第三节 对于特殊目的公司的特别规定 注： 1. 第四章对外国投资者以股权并购境内公司的情形下，外国投资者应符合的条件、聘请并购顾问的相关要求、审批登记的相关要求等，作了特别规定； 2. 第四章第三节在第一、二节的基础上，对特殊目的公司以股权并购境内公司的情形又作了特别规定。	外国投资者が国外の株式で国内会社を買収・合併することについて	関係規定はなし	第四章 第一節 株式をもって買収・合併する条件 第二節 申請書類と手順 第三節 特殊目的会社に対する特別な規定 注： 1. 第四章では、外国投資者が株式をもって国内会社を買収・合併する場合、外国投資者が満たすべき条件、買収・合併顧問の委嘱についての条件、審査承認登記の関係条件等について特別な規定を設けている。 2. 第四章第三節は、第一、二節の内容をベースに、特殊目的会社が国内会社を買収・合併する場合について特別な規定を設けている。
关于股权并购审批报送文件	第十二条第一款、第二款： 外国投资者股权并购的，投资者应根据并购后所设外商投资企业的投资总额向具有相应审批权限的审批机关报送下列文件： (1) 被并购境内有限责任公司股东一致同意外国投资者股权并购的决议，或被并购境内股份有限公司同意外国投资者股权并购的股东大会决议；	第二十一条： 外国投资者股权并购的，投资者应根据并购后所设外商投资企业的投资总额、企业类型及所从事的行业，依照设立外商投资企业的法律、行政法规和规章的规定，向具有相应审批权限的审批机关报送下列文件： 没有变化	持分の買収・合併の審査承認申請書類について	第十二条第一項、第二項： 外国投資者が持分を買収・合併する場合、出資者は、持分の買収・合併により設立される外商投資企業の投資総額によって相応の審査許可権限を有する審査承認機関に下記書類を提出しなければならない。 (1) 買収・合併される国内の有限責任会社の株主が、その持分を外国投資者に買収されることに全員一致で合意した決議、または、買収される国内の有限責任	第二十一条： 外国投資者が持分の買収・合併を行う場合、出資者は、買収・合併により設立される外商投資企業の投資総額・企業形態及び取り扱う業種によって、外商投資企業を設立する法律・行政法規又は部門規則の規定に従って、相応の審査許可権限を有する審査承認機関に下記書類を提出しなければならない。 変化なし

(2) 被并购境内公司依法变更设立为外商投资企业的申请书;	没有变化	
(3) 并购后所设外商投资企业的合同、章程;	没有变化	
(4) 外国投资者购买境内公司股东股权或认购境内公司增资的协议;	没有变化	
(5) 被并购境内公司最近财务年度的财务审计报告;	(五) 被并购境内公司上一财务年度的财务审计报告;	
(6) 投资者的身份证明文件或开业证明、资信证明文件;	(六) 经公证和依法认证的投资者的身份证明文件或注册登记证明及资信证明文件;	
(7) 被并购境内公司所投资企业的情况说明;	没有变化	
(8) 被并购境内公司及其所投资企业的营业执照(副本);	没有变化	
(9) 被并购境内公司职工安置计划;	没有变化	
(10) 本规定第七条、第十九条要求报送的文件。	(十) 本规定第十三条、第十四条、第十五条要求报送的文件。	
并购后所设外商投资企业的经营范围、规模、土地使用权的取得, 涉及其他相关政府部门许可的, 有关的许可文件应一并报送。	并购后所设外商投资企业的经营范围、规模、土地使用权的取得等, 涉及其他相关政府部门许可的, 有关的许可文件应一并报送。	

会社の株主総会において、その持分を外国投資者に買収されることを承認したその株主総会の決議。		
(2) 買収・合併対象の国内会社が法に基づき変更設立により外商投資企業に転じる申請書。	変化なし	
(3) 買収・合併により設立される外商投資企業の契約と定款。	変化なし	
(4) 外国投資者が国内会社の株主の持分を買収し、または国内会社の増資を引受けることについての協議書。	変化なし	
(5) 買収・合併される国内会社の 最近数年 の財務年度における会計監査報告書。	(五) 買収・合併される国内会社の 前の 財務年度における会計監査報告書。	
(6) 出資者の身分証明書類若しくは 開業 証明書、与信証明書。	(六) 公証と法による認証を受けた 出資者の身分証明書類又は 登録登記 証明及び与信証明。	
(7) 買収・合併される国内会社の投資した企業の状況についての説明。	変化なし	
(8) 買収・合併される国内会社、及びそれが投資した企業の営業許可証書(副本)。	変化なし	
(9) 買収・合併される国内会社の従業員配置計画。	変化なし	
(10) 本規定第7条、第19条に求められた書類。	(十) 本規定第13条、第14条、第15条に求められた書類。	
買収・合併により設立される外商投資企業の経営範囲、規模、土地所有権の取得等に関して、その他関連政府機関の承認を要する場合、	買収・合併により設立される外商投資企業の経営範囲、規模、土地所有権の取得等に関して、その他関連政府機関の承認を要する場合、	相応の

关于资产并购审批报送文件	第十五条第一款、第二款：	第二十三条第一款、第二款：
	(1) 境内企业产权持有人或权力机构同意出售资产的决议；	没有变化
	(2) 外商投资企业设立申请书；	没有变化
	(3) 拟设立的外商投资企业的合同、章程；	没有变化
	(4) 拟设立的外商投资企业与境内企业签署的资产购买协议，或者，外国投资者与境内企业签署的资产购买协议；	没有变化
	(5) 被并购境内企业的章程、营业执照(副本)；	没有变化
	(6) 被并购境内企业通知、公告债权人的证明；	(六) 被并购境内企业通知、公告债权人的证明以及债权人是否提出异议的说明；
	(7) 投资者的身份证明文件或开业证明、有关资信证明文件；	(七) 经公证和依法认证的投资者的身份证明文件或开业证明、有关资信证明文件；
	(8) 被并购境内企业职工安置计划；	没有变化
	(9) 本规定第七条、第十九条要求报送的文件。	(九) 本规定第十三条、第十四条、第十五条要求报送的文件。
	依照前款的规定购买并运营境内企业的资产，涉及其他相关政府部门许可的，有关的许可文件应一并报送。	没有变化

	合、相応の関係承認文書を併せて提出しなければならない。	関係承認文書を併せて提出しなければならない。
資産の買収・合併の審査承認申請書類について	第十五条第一項、第二項：	第二十三条第一項、第二項：
	(1) 国内企業所有権の所有者若しくは権力機構がその資産の売却に同意した決議書。	変化なし
	(2) 外商投資企業設立申請書。	変化なし
	(3) 設立する外商投資企業の契約と定款。	変化なし
	(4) 設立する外商投資企業が国内企業と締結した資産売買協議書、若しくは外国投資者が国内企業と締結した資産売買協議書。	変化なし
	(5) 買収対象の国内企業の定款、営業許可証書(副本)。	変化なし
	(6) 買収対象の国内企業が債権者に通知し、または公告した証明書。	(六) 買収・合併対象の国内企業が債権者に通知し、又は公告した証明書、及び、債権者が異議を申立てたかどうかの説明書類。
	(7) 出資者の身分証明書若しくは開業証明書、関係信用証明書類。	(七) 公証と法による認証を受けた出資者の身分証明書もしくは開業証明書、関係信用証明書類。
	(8) 買収対象の国内企業の従業員配置計画。	変化なし
	(9) 本規定第7条、第19条の規定に求められた書類。	(九) 本規定第13条、第14条、第15条に求められた書類。
	前項の規定により国内企業の資産を買収して運営するのに、その他関連政府部門の承認を要する場合、関連する承認文書を合わせて提出しなければならない。	変化なし

关于被并购（股权并购）境内公司变更登记报送文件	第十八条第二款： （1）变更登记申请书； （2）被并购境内公司根据《中华人民共和国公司法》及公司章程做出的关于股权转让或增资的股东会（大会）决议； （3）外国投资者购买境内公司股东股权或认购境内公司增资的协议； （4）修改后的公司章程或原章程的修正案和依法需要提交的外商投资企业合同； （5）外商投资企业批准证书； （6）外国投资者的身份证明文件或开业证明、资信证明文件； （7）修改后的董事会名单，记载新增董事姓名、住所的文件和新增董事的任职文件； （8）国家工商行政管理总局规定的其他有关文件和证件。	第二十六条第二款： 没有变化 没有相关规定 没有变化 没有变化 没有变化 （五）外国投资者的主体资格证明或者自然人身份证明； 没有变化 没有变化	買収・合併される（持分の買収・合併）国内会社の変更登記申請書類について	第十八条第二項： （1）変更登記申請書。 （2）買収・合併される国内会社が「中華人民共和国会社法」及び会社定款に基づき持分譲渡若しくは増資につき株主（総）会で採択された決議。 （3）外国投資者が国内会社の株主の持分を買収または国内会社の増資を引受けることについての協議書。 （4）改正後の会社定款若しくはもとの定款についての修正案及び法により提出しなければならない外商投資企業の契約。 （5）外商投資企業批准証書。 （6）外国投資者の身分証明書類若しくは開業証明書、与信証明文書。 （7）改訂後の董事会名簿、新規任命される董事の氏名、住所が記載されている文書及び新規に任命される董事の委任文書。 （8）国家工商行政管理総局の定めたその他関係文書や証書。	第二十六条第二項： 変化なし 関係規定はなし 変化なし 変化なし 変化なし （五）外国投資者の適格証明書若しくは自然人の身分証明書。 変化なし 変化なし
	第二十四条： 外国投资者在中国境内依法设立的投资性公司并购境内企业，适用本规定。 外国投资者股权并购境内外商投资企业，适用现行外商投	第五十五条： 没有变化 外国投资者购买境内外商投资企业股东的股权或认购境		買収合併の法律の適用につ 第二十四条： 外国投資者が中国において法により設立した持株会社が国内企業を買収・合併する場合は、本規定を適用する。 外国投資者が持分の買収により中国領内における外商投資	第五十五条： 変化なし 外国投資者が国内の外商投資企業の株主の持分を買収した

	资企业法律、行政法规以及《外商投资企业股东股权变更的若干规定》，其中没有规定的，参照本规定办理。 没有相关规定 没有相关规定	内外商投资企业增资的，适用现行外商投资企业法律、行政法规和外商投资企业投资者股权变更的相关规定，其中没有规定的，参照本规定办理。 外国投资者通过其在中国设立的外商投资企业合并或收购境内企业的，适用关于外商投资企业合并与分立的相关规定和关于外商投资企业境内投资的相关规定，其中没有规定的，参照本规定办理。 外国投资者并购境内有限责任公司并将其改制为股份有限公司的，或者境内公司为股份有限公司的，适用关于设立外商投资股份有限公司的相关规定，其中没有规定的，适用本规定。	いて 企業を買収・合併する場合には、現行の外商投資企業に関する法律・行政法規及び「外商投資企業株主持分変更についての若干規定」を適用する。それらに定めのない場合、本規定を準拠する。 関係規定はなし 関係規定はなし	り、国内の外商投資企業の増資を引き受ける場合は、現行の外商投資企業の法律・行政法規及び外商投資企業の投資者の持分変更に関する規定を適用し、それらの定めのない場合、本規定を準拠する。 外国投資者が中国に設立した外商投資企業を通じて国内企業を合併又は買収する場合、外商投資企業の合併と分立についての関係規定と外商投資企業国内投資についての関係規定を適用し、それらの定めのない場合、本規定を準拠する。 外国投資者が国内の有限責任会社を買収・合併し、且つそれが株式会社へと制度を改める場合、又は、国内会社が株式有限会社となる場合、外商投資株式有限会社の設立についての関係規定を適用するが、それらの定めのない場合、本規定を準拠する。
关于被并购公司的中国自然人股东	第十条第三款： 被股权并购境内公司中国自然人股东在原公司享有股东地位一年以上的，经批准，可继续作为变更后所设外商投资企业的中方投资者。	第五十七条： 被股权并购境内公司的中国自然人股东，经批准，可继续作为变更后所设外商投资企业的中方投资者。	買収合併される会社の中国自然人の出資者について 第十条第三項： 持分を買収・合併対象の国内企業における中国の自然人株主は、もとの会社にて株主としての地位を一年以上享受している場合、承認されれば、引き続き変更して設立される外商投資企業の中国側出資者となることができる。	第五十七条： 持分を買収・合併された国内会社の中国自然人の株主は、批准を受けた後、引き続き変更後に設立された外商投資企業の中方の投資者となることができる。

简要列表比较如上内容，供参考。

【备注】

您可以点击以下网址，查看《外国投资者并购境内企业暂行规定》（已被修订）的官方原文：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200303/20030300074627.html>。

您可以点击以下网址，查看《关于外国投资者并购境内企业的规定》的官方原文：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200608/20060802839585.html>。

您也可以查看《里兆法律资讯》2006 年 08 月 10 日特刊（*Special Issue-2006/08/10*），阅读《关于外国投资者并购境内企业的规定》的中日文全文对照版。

（里兆律师事务所 2006 年 08 月 11 日整理编写）

以上、ご参考まで、比較内容を表にまとめました。

【備考】

「外国投資者が国内企業を買収・合併することについての暫定規定」（改正前のもの）をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200303/20030300074627.html>。

「外国投資者が国内企業を買収・合併することについての規定」をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200608/20060802839585.html>。

「里兆法律情報」2006 年 8 月 10 日付の特刊（*Special Issue-2006/08/10*）をご覧いただきますと、「外国投資者が国内企業を買収・合併することについての規定」の中国語と日本語の全文の対照表記をご確認いただけます。

（里兆法律事務所が 2006 年 8 月 11 日付けで作成）